

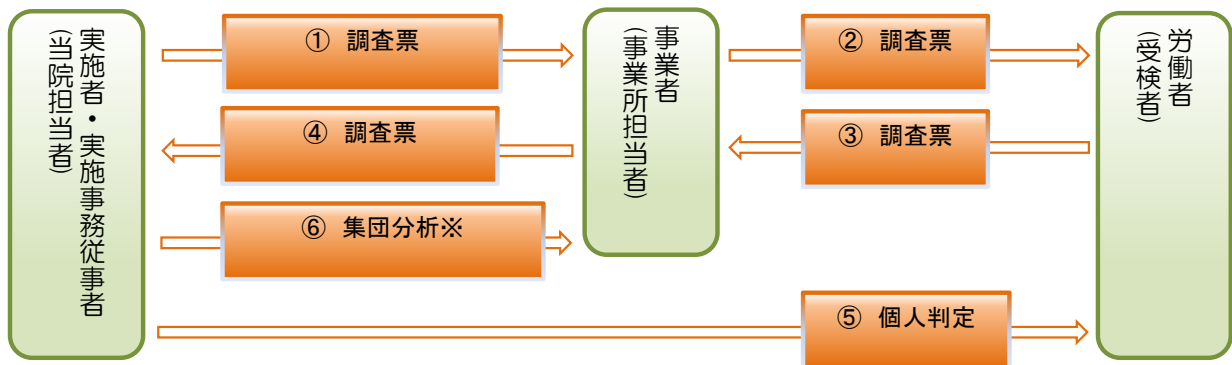
## ストレスチェックのご案内



ストレスチェックとは、事業者が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査をいいます。従業員集50人以上の事業場が対象で、実施の頻度年1回以上で、標準的な調査票として職業性ストレス簡易調査票(57項目)を推奨し、そのストレスチェックの結果は実施者から直接本人に通知、本人の同意がない限り事業者には提供してはならないと、厚生労働省のガイドラインで規定されています。

当院では、簡易調査票(57項目)を用いたストレスチェックを実施しています。

### ●ストレスチェックの流れ



### ●ストレスチェック用語集

実施者	ストレスチェックの実施主体者となる者として「医師、保健師、厚生労働省の定める研修を受けた看護師、精神保健福祉士」であって、実際にストレスチェックを実施する者を指します。
協同実施者・実施代表者	ストレスチェックの実施者が複数名いる場合の実施者を「共同実施者」。この場合の複数名の実施者を代表する者を「実施代表者」といいます。例：自社で契約している産業医が専門外の場合、専門医と産業医が連携して実施者業務を行う場合などに「実施代表者」を立てます。
実施事務従事者	実施者のほか、実施者の指示により、ストレスチェックの実施の事務（個人評価票のデータ入力。結果の出力事務、個人結果の保存（事業者に指名された場合）、面接指導の申し出の勧奨等を含む）に携わる者を指します。
高ストレス者	ストレスチェックの結果から、実施者が医師による面接指導が必要であると判断した労働者を指します。ここでの注意点は、あくまで面接であり、診療と区別しなければなりません。
産業医	事業場において産業保健活動に従事し、日本医師会が認定する産業医資格を有した医師を指します。
安全委員会・衛生委員会	業種を問わず、常時使用労働者が50人以上の事業場では、衛生委員会（労働安全衛生法・施行令第九条）を設置しなければなりません。また、特定の業種の場合、安全委員会（労働安全衛生法・政令第八条）を設置しなければなりません。



問い合わせ先：JCHO二本松病院 健康管理センター TEL：0243-23-9889 FAX：0243-23-9888